

令和5年5月 経済委員会（所管事項説明聴取）

令和5年5月23日（火）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

寺井委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

はじめに、本日の委員会の運営についてであります。

所管委員会は、主として新たに議員となった方が各部局の所管事項を聴取する趣旨のものであります。また、理事者においては6月1日付けで人事異動が行われることとなっております。

ついては、本日の質疑は理事者の所管事項の説明に関するものにとどめたいと思いますが、このような運営でいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

この際、労働委員会関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事項の説明】（説明資料）

【報告事項】

なし

春木労働委員会事務局長

それでは、労働委員会の所管事務について御説明申し上げます。

お手元の経済委員会説明資料の3ページを御覧ください。

最初に、労働委員会の組織でございますが、当委員会は労働組合法第19条及び地方自治法第180条の5の規定に基づきまして、各都道府県に設置されている合議制の執行機関でございます。

委員は、公益を代表する者5名、労働者を代表する者5名及び使用者を代表する者5名の総数15名でございます。なお、委員の任期は労働組合法第19条の5の規定により2年と定められております。

次に、事務局の組織でございますが、調整課及び審査課の2課体制となっております。

それでは、4ページを御覧ください。

令和5年度の予算でございます。

当委員会の当初予算額は1億1,121万7,000円で、前年度当初予算に比べ206万8,000円の増額となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

重点事業でございます。

1点目といたしまして、労働組合法、労働関係調整法などにに基づき、不当労働行為の審査や集団的労使紛争の調整などを実施するとともに、個別的労使紛争の相談、あっせんに取り組むことにより、健全で安定した労使関係が構築されるよう努めてまいります。

2点目といたしまして、労働委員会は中立公正な立場から労働基本権の擁護や労使関係の安定化、正常化を図る専門的機関といたしまして、簡易・迅速に労働紛争を処理するため、事務局といたしましては職員の資質の向上に努め、委員会の適正、円滑な運営をはじめ、審査や調整等を行う委員を的確に補佐できるよう取り組んでまいります。

また、労働委員会に対する県民の皆様の認知度向上を図り、利用促進につなげていくため、各種広報や出前講座等の周知啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

以上で、私からの所管事務の説明を終わらせていただきます。

課別の所管事務の詳細につきましては、それぞれの課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

岩田調整課長

調整課の所管事務につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料の7ページをお開きください。

まず、1の当課の事務分掌でございます。

1点目としまして、労働委員会では、労働組合と使用者の間のいわゆる集団的労使紛争の解決を図るため、あっせん、調停及び仲裁を行っております。これらは、労働組合と使用者の間の紛争が深刻化して自主解決が困難になったときに、当事者からの申請に基づきまして、労働委員会の委員が労使の間に入って相互の主張を調整し、迅速で円満な解決を図るものでございます。

2点目としまして、近年、個々の労働者と使用者の間で、ハラスメントや賃金や解雇などに関する個別的労使紛争が増加しております。こうした状況を受け、労働委員会では、委員及び職員による相談や自主的な解決が図れない場合にあっせんを行っております。

3点目としまして、こうした労使紛争について、労働委員会が相談やあっせんを実施していることをより多くの皆様に知っていただくための広報活動を行っております。

続きまして、2の重点事業でございます。

集団的労使紛争について、あっせん等を行うことによりまして、歩み寄りを促して自主的な解決を援助し、労使関係の安定化を図ります。また、個別的労使紛争の相談、あっせんに取り組むことにより、紛争の未然防止及び早期解決を図ります。

さらに、関係機関と連携し、若者への出前講座等の周知啓発活動に積極的に取り組むことによりまして、労働委員会の認知度向上を図り、利用促進に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡久審査課長

続きまして、審査課の所管事務につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の9ページをお開きください。

当課の主な事務分掌でございますが、まず1点目が、不当労働行為の審査に関すること

でございます。

不当労働行為と申しますのは、労働組合の組合員であることなどを理由といたします解雇や配転等の不利益な取扱い、また正当な理由のない団体交渉の拒否や労働組合を結成することへの妨害などの使用者の行為を不当労働行為と呼び、それらの行為は労働組合法で禁止されております。

そして、このような行為があった場合には、労働組合は不当労働行為の救済申立てができることとなっており、この申立てに基づき労働委員会は審査を行いまして、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうか判断し、不当労働行為の事実が認定されますと、救済命令を出しまして、安定した労使関係の維持、確保を図っているところでございます。

2点目が、労働組合の資格審査に関することでございます。

労働組合は自由に結成して活動することができ、届出等は特に必要ございませんが、不当労働行為の救済申立てや組合の法人登記をするときなどには、自主的に組織され民主的に運営されている組合であることを労働委員会が審査し、資格の適否を決定することとなっております。

3点目が、争議行為の予告通知に関することでございます。

医療や運輸、通信などの公益事業については、その性格上、県民の日常生活に欠くことができないものであります。

このため、これらの公益事業においてストライキ等の争議行為を行う場合に、当事者に労働委員会及び知事に対する予告義務を課しております。

このことによりまして、いわゆる抜き打ちストを禁止し、県民生活への影響を最小限にとどめるよう、取り組んでいるところでございます。

続きまして、2の重点事業でございます。

先ほども御説明させていただきましたが、使用者が不当労働行為を行った場合には、労働組合の申立てにより審査を行い、その事実がありましたら救済命令を発出するなど、安定した労使関係の維持、確立に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

寺井委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑時間につきましては、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほど、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時43分）